

○品田委員長 開会いたします。

全員出席でありますので、ただいまから会議を進めてまいります。

初めに、所管部局の業務概要の説明についてを議題といたします。市政のあらましに基づき、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 経済部の所管業務につきまして、御説明申し上げます。

まず、経済部では、ものづくりや商業など各産業の振興、雇用・労働施策や金融支援、企業誘致及び動物園に関する事項を所管しております。組織は経済総務課、経済交流課、産業振興課、企業立地課の4課と、第1種施設であります工芸センター、旭山動物園の2施設がございまして、職員数は4月1日現在で88名となっております。

所管業務に関わる主な業務の概要につきましては、市政のあらまし（行政編）の217ページから237ページまでに掲載されております。また、所管する施設につきましては、市政のあらまし（施設編）の107ページから115ページまでに掲載されておりますが、先ほど申しました工芸センター、旭山動物園のほか、旭川まちなかしごとプラザ内にございます旭川市職業相談室、旭川地域企業誘致東京サテライトオフィス、工業技術センターなどがございます。

主な事業の概要につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づき御説明をさせていただきます。

まず、221ページを御覧いただきたいと思っております。7、ICTパーク運営費でございます。ICTパークでは、eスポーツ大会の開催などを通じた中心市街地のにぎわいづくりや、子どもたちがICTに興味を持ってもらうようプログラミング教室を開催するとともに、AIやIoTの先端技術の導入による地域産業の課題解決などに取り組む場として活用し、ICT関連企業の誘致や産業振興に取り組むものでございます。

続きまして、221ページから工業の振興について書いておりますが、このうち224ページを御覧ください。11、デザイン推進事業につきましては、ユネスコ創造都市ネットワークのデザイン創造都市として、デザインを活用した地域活性化を推進するものであります。デザイン経営やデザイン思考の普及によりまして、地場産業のブランド化やイノベーション創出、人材育成を図るとともに、イベントなどを通じ、市民や子どものデザインへの関心を高め、地域を巻き込んだ取組を進めてまいります。

次に、225ページでございます。14、地域連携技術者育成支援事業でございます。地域のものづくり技術者の底上げや、新たな開発プロジェクトの創出、学生の地域企業への就職意識の醸成等を目的とした取組などを推進する旭川工業高等専門学校産業技術振興会に対しまして、負担金を支出し、地域企業との連携を支援するものでございます。

次にその下、4の地場製品の販路拡大についてのうち、1、戦略的市場開拓推進事業につきましては、地場製品の国内外における新たな市場開拓を進めるため、国内外の各種物産展、展示会への出展支援や、道外道の駅との物産交流事業を行うものでございます。

次に、226ページを御覧ください。6、家具等国内外販路拡大支援事業につきましては、旭川地域の家具などの木製品の販路開拓・拡大を図るため、国内外のバイヤー、デザイナーなどのインテリア業界関係者が集まる首都圏での展示会に出展する事業や、市民、観光客に対して工芸品産地

としての旭川をPRするための展示会開催への支援を行うものでございます。

次に、232ページから記述しております、6の企業誘致についてでございますが、このうち233ページを御覧いただきたいと思っております。2、企業誘致地域活力創生事業につきましては、東京サテライトオフィスを積極的に活用しながら、トップセールスやセミナー開催のほか、ウェブ会議やPR動画等により、地域の立地環境や優位性、分譲中の動物園通り産業団地をPRするとともに、企業のニーズに応じた人材育成を促進するなど、周辺3町及び経済界と連携して誘致活動に取り組むものでございます。特に、令和3年度につきましては、コロナ禍における地方拠点開設等についても支援してまいります。

次に、234ページから記述しております、8の雇用・労働福祉施策についてでございますが、このうち237ページを御覧いただきたいと思っております。8、はたらく環境づくり支援事業につきましては、地域における働きやすい就業環境を整備するため、企業へのキャリアコンサルタント派遣による従業員の人材育成支援に取り組むほか、外国人や障害者、高齢者といった多様な人材の活用を促すセミナー等を開催するものでございます。また、本年度は新型コロナ対策といたしまして、テレワーク制度の新規導入や、就職困難者の安定雇用にテレワークを活用する企業に対する支援を行うものでございます。

次の9、旭川圏トライアルワーク連携支援事業につきましては、旭川圏域の労働力人口の維持向上を図るため、求職者と地域企業を職場体験でマッチングし人材獲得につなげるほか、地域企業におけるインターンシップと事前・事後学習を組み合わせたプログラムを市内高校で実施し、地元定着の促進に取り組むものでございます。

最後になりますが、旭山動物園についてでございます。市政のあらまし（施設編）のほうを御覧いただきたいと思っておりますが、112ページから115ページに掲載をしております。このうち、昨年度新たに整備し、今年度の夏期開園からオープンいたしました施設、エゾモモンガ舎について御説明申し上げます。近年、北海道に生息する動物の魅力発信に向けまして、施設等の充実を図っております。この一環として東門から東門下までの園路であります通称ゆっくりロードにおきまして、旭山動物園では初となる昼夜逆転型の施設として整備したところでございます。これによりまして夜行性のエゾモモンガが活発に動き回る姿を観察できるようになりまして、来園者の皆様から好評をいただいております。

また、市政のあらましの内容とは別になりますが、昨年度から新築工事を進めております大型施設、（仮称）えぞひぐま館の進捗状況について御説明をさせていただきます。北海道を象徴する動物であるエゾヒグマの新たな展示施設として、岩場や川などエゾヒグマがすむ身近な風景をつくり出すとともに、生息地域の四季折々の映像を背景に投影する手法も取り入れることで、野性味あふれる行動を観察することができる施設を目指し、工事を進めているところでございます。現在のところ工事が順調に進んでおりまして、当初の予定どおり令和4年度の夏期開園にオープンできる見込みとなっております。

以上、経済部所管に係る主な事業についての御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○三宅観光スポーツ交流部長** 観光スポーツ交流部の所管事業につきまして、御説明申し上げます。観光スポーツ交流部は、観光、スポーツ及び都市間の交流に関する事項を所管しており、観光課、

スポーツ課及び都市交流課の3課体制で、職員数は4月1日現在で40名となっております。

所管業務に関わる主な事業の概要につきましては、市政のあらまし（行政編）の237ページから254ページまでに掲載されております。また、所管する施設につきましては、市政のあらまし（施設編）の115ページから124ページまでに掲載されており、観光案内所関連施設、道北アークス大雪アリーナ、リアルター夢りんご体育館などがございます。

それでは、主な事業の概要につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づき御説明いたします。

初めに237ページ、9、観光の現況から掲載しております観光関連事業でございます。240ページを御覧ください。7、観光受入体制充実事業につきましては、アイヌ民族の歴史や文化等に関する観光案内の充実や、中心市街地のWi-Fi環境整備など、観光客の滞在時間の増大やリピーターの創出を図るため、受入体制を充実させる事業を実施するものでございます。

241ページの9、大雪カムイミンタラDMO推進事業につきましては、滞在型・通年型観光の促進に向けたマウンテンシティリゾートの形成を推進し、スキー場を核とした冬季観光の促進や、サイクリングなどの夏季の体験型モデル事業を実施する一般社団法人大雪カムイミンタラDMOを支援するものでございます。

次に、10、教育旅行等誘致促進事業につきましては、修学旅行やスポーツ合宿など教育旅行の誘致を図るため、市内に宿泊する教育旅行等の実施団体に対し、飲食などに利用できるクーポンを発行するものでございます。

続きまして、同ページ、11、スポーツについてでございます。2、学校施設スポーツ開放事業につきましては、市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康と体力の維持増進を図ることを目的に、学校施設の体育館やグラウンドを開放するものであります。

次に、243ページの6、バーサーロペット・ジャパンにつきましては、冬季スポーツの振興と市民の体力づくりを目的とした国際的なクロスカントリースキーや、歩くスキーの大会を開催するものであります。

続きまして、245ページ、9、スポーツ大会等誘致推進事業につきましては、本市の充実した都市機能や気候的特性の情報発信を行いながら、全国代表レベルなどのスポーツ合宿の誘致活動を行うものであります。

次に、246ページ、12、国際交流についてでございます。246ページから252ページまでの姉妹都市及び友好都市でございますが、これは、姉妹・友好都市のアメリカ合衆国ブルーミントン・ノーマル両市、大韓民国水原市、ロシア連邦ユジノサハリンスク市、中華人民共和国ハルビン市との訪問団の派遣及び受入れや青少年交流などを通し、友好親善を推進していくものでございます。

最後に、253ページの13、国内都市交流でございますが、これは、平成27年度に姉妹都市提携した鹿児島県南さつま市と訪問団の相互訪問や青少年交流など、地域の特性や文化の異なるまちとの交流を通して地域の活性化を図るものであります。現状、国内外の都市交流につきましては、往来が難しい状況にありますが、例えば、去年のハルビン市との提携25周年では、オンラインによる交流合意書の調印式や青少年交流、また、同じく5周年の南さつま市とは、紹介パネル展を実施するなど、各都市と手法を工夫しながら交流の取組を進めているところでございます。

以上、概括ではありますませんが、観光スポーツ交流部の所管事業についての説明とさせていただきます。

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

○和田農政部長 農政部が所管いたします事業等につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、事務分掌についてでございますが、農政部は農業、林業及び水産業に関する事項を所管しており、農政課、農業振興課、農林整備課の3課に加えまして、第1種施設であります農業センターを設けてございます。職員数につきましては4月1日現在で64名となっております。

それでは、農政部が所管する主な事業等の内容につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づき御説明を申し上げます。

254ページを御覧ください。最初に本市農業の現況についてでございます。まず、1、農家数の状況におきまして、農家戸数は1千133戸で、そのうち専業が675戸、第1種兼業が287戸、第2種兼業が171戸で、近年減少傾向が続いておりまして、担い手の育成、確保が極めて重要な課題となっております。

次にその下、同ページと次ページ、2と3の農業専従者数と耕地面積の状況でございますが、農業専従者数は1千793人、また耕地面積は1万888ヘクタールで、そのうち田が8千914ヘクタールを占めております。なお、いずれの数値も国が5年ごとに行う農林業センサスによるものでございますが、直近調査における本市の数字が公表されていないことから、平成27年2月1日現在のものでありますことを御理解いただきたいと存じます。

次にその下、令和2年度の農業生産額でございます。総額で139億4千93万9千円で、そのうち水稲が79億2千480万円、野菜が15億3千258万4千円、次ページの畜産物生産額は、子畜、枝肉の生産を合わせまして26億8千756万3千円、生乳が2億8千334万2千円、鶏卵が3億6千794万6千円となっております。

続きまして、農政部の主な事業についてでございます。

初めに、258ページの4、新規就農確保・育成対策事業では、担い手が減少していく中であっても本市農業を力強く発展させるため、オンラインを含む就農相談会への参加や、農作業体験ツアーの開催によりまして新規就農者を確保し、地域と行政が一体となってその受入れから経営発展まで一貫して支援をすることで、地域を牽引する競争力の高い経営体を育成してまいります。

次に、同ページの5、担い手確保・育成バックアップ対策事業では、多様な農業経営の発展を推進するため、後継者等の園芸作物の栽培方法などを学ぶ機会の創出や、経営者としての資質向上を目指す農業青年団体への支援を行うほか、生産現場で不足する労働力の確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、259ページの9、農産物等流通拡大支援事業では、農産物の付加価値向上や流通拡大により農業者の所得向上を図るため、食品関連事業者と農業者とのマッチングのほか、道外等への販路開拓や加工・販売施設等の整備などに取り組む農業者を支援してまいります。

次に、262ページの下段から次ページになりますが、4、土づくり対策支援事業は令和3年度からの新規事業で、さらなる土壌診断の利用促進及び適正施肥栽培の普及を図り、生産の安定化及び営農コストの低減につなげるため、専門指導員による圃場巡回指導や、作物や土壌のリアルタイム診断、適正施肥等に関するニュースレターの発行などに取り組みまして、土づくりについての相談・助言体制及び情報発信を強化してまいります。

次に、263ページの6、強い園芸産地づくり支援事業は市場競争力の強化や経営効率化を図る

ため、耐久性や作業効率性が高いハウスの新設や建て替えに対して支援することにより、生産性を高めるとともに、天候等の影響を受けにくい足腰の強い園芸作物の産地としての維持及び発展を図ってまいります。

次に、265ページ、農業農村整備の1、農業生産基盤整備事業でございますが、その主な事業といたしまして、266ページの③生産基盤改善促進事業は耕作放棄地の発生等を防止するため、排水不良や石礫の多い条件不利地の整備や区画整理を実施する認定農業者や小規模農家に対しまして経費の一部を助成することで、営農継続へ向けた支援を行い生産性の高い営農体制づくりを進めてまいります。

次に、同ページの林業の振興の1、林業の現況でございます。市内の森林面積は4万151ヘクタールで、これは本市面積の53.7%を占める広さでございます。その内訳は国有林が2万3千811ヘクタール、道有林が4千970ヘクタール、市所有林が1千837ヘクタール、私有林が9千533ヘクタールとなっております。

次に、林業の振興に係る主な事業でございますが、同ページから次ページの2、森林整備対策事業では、民有林の木材生産性の向上と優良な森林資源の造成を図るため、森林環境譲与税を活用して造林及び間伐等に係る経費の一部を助成するとともに、民有林施業の推進と通行の安全のため、林道の維持管理も行ってまいります。

次に267ページ、下のほうでございますが、4、木材利用・普及啓発推進事業は、令和3年度からの新規事業で森林の果たす役割や森林整備の必要性など、広く市民に理解をいただくため森林教室の開催や、森林・木材利用の普及啓発活動を行う団体等に対する支援のほか、道立北の森づくり専門学院との連携やイベントなどの活用によりまして、森林の普及啓発を推進してまいります。

最後に、農政部が所管する施設につきましては、市政のあらまし（施設編）の124ページから132ページまでに掲載されておまして、若者の郷、市営牧場、21世紀の森などを所管しております。

以上、簡単ではございますが農政部所管に係る主な事務等について御説明を申し上げましたが、今後も国や道、関係団体そして生産者と連携しながら本市農林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

**○品田学校教育部長** 学校教育部所管の業務概要について、御説明をいたします。

学校教育部は、小学校、中学校の教育に関する事務を所管しておりまして、事務局組織としては、教育政策課、学校施設課、学務課、教育指導課及び学校保健課の5課体制でありまして、ほかに教育機関といたしまして、小学校が52校、中学校が26校ございます。また、事務局職員の現員数は、本年4月1日現在で99人となっております。平成31年3月策定の第2期旭川市学校教育基本計画に掲げたふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成の基本理念の下、各種施策に取り組んでおりまして、市政のあらまし（行政編）272ページの26、学校から286ページまでが所管業務となっております。

主なものといたしましては、まず、275ページの27、学校教育、2、小中連携一貫コミュニティ・スクール推進事業であります。これは、9年間を見通した系統的な教育活動や小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組など、小中連携一貫教育を推進するとともに、学校、家庭、地域

の連携を促進し、地域の特性に応じたコミュニティ・スクールを導入するもので、本年5月までに全ての小中学校に導入が完了したところでございます。

次に、276ページの6、英語教育推進事業であります。これは小中学校へALT、外国人英語指導助手及び小学校3年生、4年生へ外国語活動サポーターを派遣し、英語教育並びに国際理解教育の充実を図るというものでございます。

次に、277ページの10、学校ICT環境整備事業であります。これは高速大容量かつ安全な情報通信ネットワーク接続を可能とする環境の整備、維持を行うとともに、タブレット端末を授業等に活用するもので、令和2年度に全校に整備した端末を活用し、今年度から各学校で1人1台端末を活用し、ICTを活用した教育の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、277ページ、11、特別支援教育のうち、278ページ(4)特別支援教育推進事業であります。これは特別な教育的ニーズのある児童生徒について、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図るため、小中学校に特別支援教育補助指導員の配置などを行い、支援体制の充実を図るというものでございます。

次に、279ページ、14、部活動指導員配置促進事業であります。これは中学校において、適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めるため、部活動指導員の配置を促進し、学校における働き方改革の推進と部活動指導の一層の充実を図るというものでございます。

最後に、281ページ、29、教育環境のうち、282ページの4から283ページの9までの小中学校の増改築事業でございます。これは児童生徒によりよい教育環境を提供するため、耐震性が低く老朽化が進んでいる改築予定校の増改築を行うというものでございます。

以上、学校教育部が所管する主な業務の概要について御説明をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

**○高田社会教育部長** 社会教育部の所管業務について、御説明申し上げます。

社会教育部は、社会教育の推進、文化の振興などに関する事項を所管しており、組織としては、社会教育課、文化ホールを含む文化振興課、公民館事業課の3つの課と、中央図書館、科学館、博物館の3つの第1種施設及びこれらに付随する第2種・第3種施設から成っております。職員数は4月1日現在で97名でございます。

次に、所管の業務内容につきまして、市政のあらまし(行政編)の286ページ以降に記載されておりますので、御覧いただきたいと思います。本市の社会教育行政につきましては、旭川市社会教育基本計画に掲げている2つの基本理念、主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす、及び地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育むの下、各種事業を推進しております。

具体的な事業内容について御紹介いたします。まず、286ページからの社会教育についてでございますが、2、生涯学習の振興、(1)生涯学習フェアの開催については、市民の学習成果を発表する機会の提供などを目的に、ステージ発表や講演会、作品展など、市内の様々な団体が一堂に会して日頃の成果を発表するイベントでございます。昨年はコロナの影響で規模を縮小しての開催となりましたが、今年度は第30回目の開催を予定してございます。

次に、288ページの4、成人を祝うつどい(成人式)でございますが、今年の1月に予定しておりました令和2年度の集いについては、コロナの影響で2度延期となり、市政のあらましでは開催日未定となっておりますが、先日、来年の1月9日に開催することを決定したところでござい

ます。また、この日に予定しておりました令和3年度の集いにつきましては、令和4年5月4日のゴールデンウィークに開催することといたしました。いずれも今月の6日に、市長の定例記者会見やホームページを通じまして発表したところでございます。

次に、同じページの6、地域学校協働活動推進事業ですが令和3年度からの新規事業で、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の充実を図る取組を進めるものでございます。複数のモデル地域を対象に既存のコミュニティスクールと連携しながら、地域と学校の組織的、継続的な連携、協働の体制を整えてまいります。

次にその下、7、ジオパーク構想の推進ですが、本市及び周辺地域におけるジオパーク構想を推進するため、関係町及び関係団体と連携を図りながら、情報の共有とともにジオパークの考え方の普及や活動主体の多様化など、ジオパーク認定への課題解決に向けた取組を引き続き進めてまいります。

続きまして、少し飛びまして291ページ、10の地域を支えるシニア世代人材育成事業ですが、高齢者の学びや活動の拠点としてフィール旭川7階のシニア大学を運営し、地域づくりやまちづくりを担う人材の育成や地域貢献活動に結びつけるための取組の充実を図ってまいります。

次にその下、11、図書館事業活動ですが、新たに作成いたしました旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、夏・冬休み期間中の月曜開館やボランティアなどの関係団体と連携した事業による子どもの読書習慣の形成など、読書に関する各種の取組を展開してまいります。

次にその下、12、旭川市科学館企画展・特別展の開催ですが、科学への興味や理解を深めてもらうため、夏休み企画展として体験型事業「コロッ・クルの夏休み」を実施するほか、その下の13、旭川市科学館施設整備基金を活用いたしまして、常設展示室に錯覚をテーマにしたコーナーと体験型の地球儀を新たに設置し、また、参加者が自由な発想でものづくりに取り組めるテック・ラボを展開してまいります。

次に、292ページ、14、旭川市博物館企画展の開催についてでございますが、常設展示を補完し市民の歴史や文化へのさらなる関心や興味を高めるため、今年度はアイヌ文化における動物たちとの関わりと所蔵するこけしを活用して、その歴史と特徴を紹介する企画展を行ってまいります。

続きまして、文化振興についてでございます。主なものといたしまして293ページの冒頭でございます(2)中原悌二郎賞につきましては、国内の彫刻賞としては最も長い歴史を積み重ねてまいりましたが、今年度は2年に1度の開催年でありまして選考委員会を経て、第42回の中原悌二郎賞を決定する予定となっております。

次に、295ページの2、アイヌ文化の振興についてですが、アイヌの人々の歴史や文化に対する理解や関心を深める取組として、各種講座等の実施に加え小中学校を会場としたアイヌ民族音楽会や、中心市街地を会場としたアイヌ文化ふれあいまつりなどのイベントを開催してまいります。また、その下にあります3、アイヌ施策の推進についてですが、国のアイヌ政策推進交付金を活用し、博物館の機能を充実する事業や民間アイヌ文化施設の整備に向けた取組を進めてまいります。

次に、300ページになりますが、5、自主文化事業の開催についてです。市民文化会館や大宮クリスタルホール音楽堂において、様々な世代の市民が質の高い優れた音楽、舞台芸術及び伝統芸能を低料金で鑑賞することができるよう自主文化事業を引き続き実施してまいります。

最後に、当部が所管します施設につきましては、市政のあらまし(施設編)の138ページから

170ページに記載されているところでございます。

以上、簡単ではございますが社会教育部所管業務の説明とさせていただきます。

**○野谷農業委員会事務局長** 農業委員会は市町村に設置される独立した合議体の行政機関でございます。事務局の本年4月1日現在の職員数は11名となっております。

それでは、市政のあらましに基づきまして、農業委員会が所管します業務の概要について御説明申し上げます。市政のあらまし（行政編）の269ページ中段、25、農業委員会を御覧ください。農業委員会では、農地法等関係法令に基づいた農地移動適正化あっせん事業などの許認可事務をはじめ、農地等の利用の最適化の推進、法人化、その他の農業経営の合理化、農地利用の最適化に関する施策について、改善意見の提出や農業者年金の窓口業務などを実施しております。

初めに、1、委員会構成でございます。現在、農業委員は定数の37人が在任しており、内訳は農業者等からの推薦が35人、農業関係団体以外の団体からの推薦が1人、応募が1人となっております。

次に下段、2、農地業務でございます。（1）農地移動適正化あっせん事業は、農業委員会等に関する法律及び農業振興地域の整備に関する法律に基づき、主に農地の所有権移転により、農業経営の規模拡大などを図るものでございます。（2）利用権設定等促進事業は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、主に農地の賃貸借契約により農地の利用集積を図るものでございます。

次に、270ページ、（3）農地転用の推移は、農地を農業以外の目的で使用するための転用実績について、（4）の農地事務処理状況は、農地法第3条、第4条、第5条、第18条の規定に基づく各種許可及び届出、並びに行政サービスとして発行しております現地目証明について、それぞれの実績を表中にお示ししております。（5）農地利用状況調査は、農地の適正管理の確認と遊休農地及び荒廃農地の早期発見を目的として、毎年度、全農業委員により実施しているものでございます。

次に、下段の3、農業者年金業務でございます。これは主に農業者の老後の生活の安定と福祉の向上のほか、後継者または第三者への農地の権利移譲による経営の若返りや、規模拡大の促進、年金受給前に亡くなられた方の遺族に対する保障をするため、農業者老齢年金、経営移譲年金、死亡一時金などの支給手続といった農業者年金業務を、農業者年金基金から委託を受けて行っております。

次に、271ページ、4、農業後継者施策でございます。新規就農希望者や後継者育成の対応として、農業委員による営農方法の指導や助言のほか、農地の生前一括贈与を促進するための納税猶予証明などの発行を行っております。

最後に5、農業情報の提供活動でございます。農地行政の動向をはじめ、農業委員会事務局に寄せられる農地に関する相談事例などをまとめた農業委員会だよりを農業委員が編集、発行することにより、農業者及び関連機関の皆様へ農業委員会への理解を深めていただく活動を行っているところでございます。

農業委員会の所管の業務に関わっての御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

**○品田委員長** ただいまの説明につきまして、特に発言はありますか。

（「なし」の声あり）

**○品田委員長** ないようですので、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、



退席していただいて結構です。

次に、2、令和3年第4回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明願います。

**○三宮経済部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管の4事業につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書4ページを御覧ください。5款1項1目労政費、はたらく環境づくり支援費708万7千円でございます。市内企業のテレワーク導入を促進するため、30社分の奨励金を追加交付しようとするものでございます。本奨励金は1社当たり20万円でございますが、当初予算で15社分を予定し5月17日から登録事業者の募集を開始したところ、募集初日に29社から応募があり、抽せんで15社の登録を決定いたしました。その後、2社の辞退がありまして現在13社が実施中でございます。テレワークの環境整備に関するニーズは高く、新型コロナの感染拡大防止等の観点から、引き続きテレワークの導入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、5ページ、7款1項1目商業振興費、旭川市事業継続応援支援金3億4千648万9千円です。緊急事態措置等の影響によりまして、一定の売上げ減少があった事業者の事業継続への一助として、国や道の支援金に本市が独自に上乗せ給付するものでございます。支援金額につきましては国の月次支援金と同額となりますが、5月分から7月分までとして、個人事業者は月額最大10万円の3か月分で最大30万円、法人事業者は月額最大20万円の3か月分で最大60万円となります。また、同特別支援金Bは個人事業者5万円、法人事業者は10万円が1回限り給付されますが、それらの上乗せといたしまして個人事業者10万円、法人事業者20万円を市が給付するものでございます。給付対象となる事業者は休業等要請による協力支援金の対象とならない事業者でございまして、業種を問わず1千650社、支援金総額は3億3千600万円を見込んでおります。議決後速やかに申請の受付を開始したいと考えております。

次に、1段下の2目工業振興費、ガンバル中小企業・小規模事業者支援費5千759万円でございます。新型コロナによる影響を受ける中であっても新製品開発や販路拡大、設備投資等に前向きに取り組む市内の中小企業や小規模事業者に対しまして、補助率5分の4、上限額50万円の補助金を交付しようとするものでございます。交付に当たりましては旭川産業創造プラザを通じまして、専門家による審査を経た上で行いますが採択件数は100件程度を想定してございます。

最後に、1段下、3目企業誘致費、テレワーク企業誘致推進費1千200万円でございます。都市部から地方への人の流れを創出する取組が全国的に進められている中、本市への新しい人の流れを創出するため地域交流型テレワーク施設を活用し、首都圏等の企業に対して短期滞在型のテレワーク体験事業を実施するとともに、当該施設の利用登録に至った企業への奨励金といたしまして、1社当たり100万円を交付し、本市への企業誘致を推進するものでございます。なお、本事業につきましては、地方創生テレワーク交付金600万円を財源の一部として充当しております。

以上、よろしく願いいたします。

**○三宅観光スポーツ交流部長** 議案第1号の令和3年度旭川市一般会計補正予算の観光スポーツ交流部所管分につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書6ページ、事項別明細書のうち、10款6項1目のスポーツ大会等感染症対策費203万3千円であります。これは、新型コロナウイルス感染症対策としてスポーツ大会等の主催者に

対し、消毒用アルコールやペーパータオルの提供支援を行うため関係物品を購入しようとするものでございます。財源は全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○品田学校教育部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明いたします。内容としては2点ありまして、いずれも国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施しようとするものでございます。

まず、歳出でございます。補正予算書事項別明細書の5ページを御覧ください。10款2項小学校費、2目教育振興費、修学旅行等関連費、小学校分でございますが補正額77万7千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった小学校の修学旅行のキャンセル料等を支援するというものでございます。

次に、1つ下の項目の10款3項中学校費、2目教育振興費、スクールカウンセラー配置拡充費、補正額99万8千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりストレスや不安を抱えている児童生徒の心のケアのために、スクールカウンセラーの配置時間拡充について補正を行うというものでございます。

同じく修学旅行等関連費、中学校分でございますが補正額21万9千円につきましては、先ほど小学校費でも説明いたしました、新型コロナウイルス感染症の影響により計画変更となった中学校の修学旅行のキャンセル料を支援するというものでございます。

次に、歳入でございますが補正予算書の3ページになります。先ほど説明いたしました国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施によりまして、17款2項1目総務費国庫補助金、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に199万4千円を計上するというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○高田社会教育部長** 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の6ページを御覧ください。10款5項1目社会教育総務費の文化芸術イベント等感染症対策費、補正額141万3千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している文化芸術イベントの再開に向けて、主催者の感染症対策の負担を軽減し、市民が安心してイベントに参加できるよう、感染症対策に関わる物品を主催者に提供または貸出しする新規事業を実施するため、消毒用アルコールやアクリル板などを購入する費用の補正を行おうとするものでございます。この財源につきましては、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定でございます。

以上、社会教育部の所管する補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

**○品田委員長** ただいまの説明につきまして、特に発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○品田委員長** ないようですので、本日は説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。旭川市いじめ防止等対策委員会の臨時委員の

委嘱について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 旭川市いじめ防止等対策委員会の臨時委員の委嘱につきまして、御報告いたします。資料、旭川市いじめ防止等対策委員会委員名簿をおつけしております。

旭川市いじめ防止等対策委員会につきましては、6月4日に開催した第2回対策委員会から、医師2名、公認心理師・臨床心理士2名、弁護士2名、大学教授1名、社会福祉士1名の合わせて8名で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される重大事態とした案件の調査に当たっていたいただいておりますが、案件に関わる当該保護者から、さらに委員3名に弁護士を委嘱するよう希望がありまして、第2回対策委員会において協議をいただいたところ、旭川弁護士会から2名、札幌弁護士会から1名の合わせて3名の新たな臨時委員に弁護士を委嘱することが要請されたところでございます。このことを受けまして、両弁護士会に推薦を依頼し、今回、旭川弁護士会から大根田委員と澁谷委員、札幌弁護士会から大崎委員の3名を御推薦いただきまして、新たに臨時委員3名を委嘱することにより、医師2名、公認心理師・臨床心理士2名、弁護士5名、大学教授1名、社会福祉士1名の合わせて11名で調査に当たっていただくことになりました。なお、このうち3名が女性の委員ということになってございます。

また、新たな委員を委嘱し調査に当たっていただくことにつきましては、当該保護者にも了承をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは次に、4、児童・生徒の安心安全に関する課題についてを議題といたします。

特に発言はありますか。

○江川委員 それでは、ちょっと軽く伺いたいと思います。

前回の常任委員会なんですけれども、インターネット上の情報に関する相談窓口等に関して伺いました。北海道教育委員会等と連携をしながら対応を行っているということでしたけれども、その後収まる気配はなく、さらに訴訟も行われ始めている状況です。

そこで、伺いますけれども、現在、第三者委員会の調査の関係者と言われる方たち、特に、児童生徒に対するネット中傷について、教育委員会ではどの程度把握されていますでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 このたびの重大事態として対処することとなった事案につきまして、インターネット上に様々な書き込み等が行われ多くの方々が関係者と称され、誹謗中傷を受けていることは承知しておりますが、書き込み等の件数が相当数に上り、全ての内容等を把握することは難しい状況でございます。

○江川委員 私自身も、どれがどれなんだろうということで、正直把握するのが難しい状況というのは大変よく分かります。

では、どういった要因で、現在のこのインターネット上の状況があるというふうに考えていますでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 インターネット上の誹謗中傷につきまして、総務省が令和2年8月に公表したインターネット上の誹謗中傷への対応の在り方等に関する緊急提言によりますと、

匿名性が高く気軽に書き込みを行うことができるという特性が、その増加の要因の一つとされております。本事案におきましてもインターネット上の匿名性の高さや、教育委員会が把握していなかった内容がインターネット上に掲載されるなど、不確かな様々な関連情報が広がっていることなどが誹謗中傷の書き込み等が行われている要因であると考えております。

**○江川委員** 匿名性が高いということで、気軽であることが要因じゃないかというのが一般的ということですね。本事案に関して言えば、不確かな様々な関連情報が広がった、これは教育委員会が把握していなかった情報が広がったのかなと思うんですけど。簡単に言ってしまうと確かな情報というのが調査されていて、なかなかそれが公表できないという中、この不確かな情報はまことしやかに広がっているということで、その情報を基として抗議行動等が行われているという現状があるように感じています。その抗議行動に至るための情報を発信しているのがまた、抗議行動をされているような方であったりということもあると思うんですけども、この抗議行動等の状況について教育委員会、学校等に来ているのはどのぐらいの件数となっておりますでしょうか。電話、ユーチューブ、街宣等の種類を合わせた概数で結構ですのでお答えください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 本事案について、学校や教育委員会に数多くの御意見や要望等が寄せられておきまして、電話やメールによるものにつきましては、学校に対しおよそ900件、教育委員会に対してはおよそ2千300件となっております。ユーチューバー等による街宣活動については把握していないものもありますが、学校や教育委員会、市役所前など、市内でおよそ30回程度は行われているものと承知しております。

**○江川委員** 把握できているもので言うと、学校に900件で教育委員会に2千300件ほどということですね。これに対応するのに一定の業務量というのが必要なんじゃないかなというふうに思うところなんですけど、例えば大津のいじめ事件で、「教室のいじめとたたかう」という本の著者でその当時の市長さんの記録によると、大津市に寄せられた電話がその当方で1千58件、教育委員会宛てにはメール、電話で1万5千865件が寄せられているんだそうです。そのときにはもう対応し切れないということで、様々な部局の職員がとにかくそのために動員されて、電話対応等を行ったというようなことが書かれていました。そういったことを考えると、もうそれぞれかなりの業務量かと思うので、人員増を含めて何かそれらに対して対策というのをやっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 学校や教育委員会に対する御意見等に関わる活動への対策といたしましては、電話やメールによるものにつきましては、相手方の話を真摯に伺い回答することを基本としておりますが、対応者が身の危険を感じるような内容等、違法性が疑われるものにつきましては、警察に相談し対応していただくなどの対策を取っております。また、教育委員会におきましては、主に教育指導課職員がいろいろ分担をしながら進めているという状況にありますが、対策委員会の事務局が教育政策課になっておりますので、そちらでも対応しているという状況がございます。

また、ユーチューバー等による街宣活動につきましては通学路等、学校付近で行われる場合は、児童生徒の安全確保や落ち着いた教育環境等を保障する観点から必要に応じて警察と連携し、警ら活動などを行っていただくとともに、教職員による通学路等の巡回などの対策を行っているところで

○江川委員 少し増員はあるのかなというところがあったとしても状況に応じてということで、簡単に言ってしまうと対症療法でしかないのかなという現状だと思うんですね。それだと地域とか子どもたちのところで言うと根本的な解決にはやはりなっていないくて、すごく困っているんだよというようなことがまだ続いているという状況かと思います。これは子どもたちを守る側である学校とか教育委員会もすごく困っているんじゃないかなというふうに推察されますし、ある意味では教職員とか教育委員会の職員が安心して働ける環境というのも重要なのかなというふうに思うんですけれども、現在、何が必要だというふうに考えていますでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 電話やメール等による学校や教育委員会に対する御意見ですとか、ユーチューバー等による街宣活動などにつきましては、表現の自由の観点からも誹謗中傷と正当な批判とを区別して、慎重に対応する必要があるものと考えております。

児童生徒及び地域の皆様が安心して安全に過ごすことができるよう、また、教職員等の安全、安心な職場環境の維持に向けまして、街宣活動等の内容や方法などについて違法性が疑われるものにつきましては、警察への速やかな相談を行うことが必要であると考えております。

○江川委員 そうですね。表現の自由とか考え方とか思想、信条の自由というのはすごく大切なことだと私自身も思っています。その中で誹謗中傷なのか、あるいはそれが正当な信条から来るものなのかというところの見極めは、素人では正直難しいんじゃないかなというふうに思います。皆さんは教育の専門家ではあるかもしれませんが、そういったところというのは別な知識のかなというふうに思っています。違法性が疑われるものに関しては、警察への速やかな相談を行うことが必要ということで、警察が頼りなのかなというところもあるんですけれども、警察のほうでも動けるのは法を犯していることが立証されればというところがあります。ちょっとしたことで逮捕されるというのは、ものすごく大変な世の中になるので恐ろしいことですから当然だとは思いますが、やはり生活に支障が出てきてしまっている子たちがいるというのも、これは事実だと思うんですね。

前回はそれとなく聞いてはいるんですけれども、例えば、現在、第三者委員会の関係者というふうに言われている方たちや児童生徒に対するネット中傷に何か対処は行っていますでしょうか。また、行っていなければその理由について、ぜひお答えいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 インターネットによります本事案の関係者とされている方々に対する誹謗中傷等につきましては、学校や教育委員会に個別に相談をいただいた際には、警察で相談対応が行われているということですか、サイトの運営会社等への書き込みの削除依頼の方法等についてお知らせをするなどの対応を行っているところです。

○江川委員 簡単に言ってしまうと、警察で相談対応を行っているよということと、サイトの運営会社への書き込みの削除依頼の方法はこんなことがあるよということをお知らせするということがありますが、それって別に教育委員会で指導しなくても、実はインターネットでばばっと調べれば出てくることではあるんですね。正直、何かできるかということ、そうではないんだということなのかなという思いです。お知らせするだけではやっぱり解決になっていないくて、困ってユーチューバーにお願いしている状況に陥っているのかなというふうな子もいますし、そのユーチューバーを利用しているように見える方もいるわけです。本当かどうか分からないですけどねインターネット上のことですから。

当時もいじめを受けていた子というのが関係者の中において、学校で教員に相談したんだけど、いじめ加害者の話を聞いて信じていた教員だったのか、自分の話はやっぱり信じてもらえなかったんですというようなこともあったようです。そして現在、そのいじめの加害者が当時と同じ手法でユーチューバーを動かして、オンライン上の世界ですとか地域でも、その当時広められたうわさというようなことをまだ利用しているんだというような話を聞いています。これが本当に事実なのであれば、しっかりと確認が必要なんじゃないかなと思うところです。そして、実際に第三者委員会の関係者なのであれば、保護ないし何らかの対処をしなければ、身の危険がある状況になっているように思う子たちが何人かいるんですけど、そういったときに精神的にもどうなっているのかなっというところややっぱりすごく不安です。

第三者委員会の影響等というのは何か考えられますでしょうか。

**○石原学校教育部次長** 現在、旭川市いじめ防止等対策委員会におきまして、本事案の全容解明と同種の事態の発生防止を目的として調査が進められておりまして、調査対象や調査方法等につきましては本対策委員会において決定されることとなりますけれども、調査対象となられる方がインターネット上の誹謗中傷などによりまして様々な不安、悩み等を抱えている、そういったことも十分考えられるところがございます。そういった場合におきましても、当時の状況について事実をお話しいただけるよう、本対策委員会において委員それぞれが専門的な立場から適切に対応していただくことによりまして、仮に調査の対象者が身の危険を感じているような状況があれば、警察とも連携しながら不安の解消に努めつつ、調査に応じていただけるよう働きかけてまいりたい、このように考えてございます。

**○江川委員** 調査に応じなくていいということではなくて、やっぱり調査に応じてもらうためにどういうふうにフォローするかということが、私も大事だし必要だと思います。そのときに話をする関係者の子たちの言葉にも、きちっと寄り添った形で行ってほしいかなというところもあります。ただ、付随して新たないじめが発生しているという状況なんじゃないかなとか、現在調査している事案の中で起きていたことの一部で、今まだそのいじめが継続しているというようなことも考えられるんですけども、そのような場合はどう対処する予定でしょうか。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 本事案につきまして、インターネット上に様々な書き込み等が行われ、その中で関係者とされる方々への誹謗中傷が行われているといった状況があることは承知しておりまして、そういった方々が心理的苦痛を感じていることは考えられるところではありますが、このことがいじめに当たるかどうかについては、誹謗中傷を行った相手と被害者との人的関係など、いじめの定義に照らし判断することが必要であると考えております。

被害者の方が訴えるいじめについて、現在、旭川市いじめ防止等対策委員会において調査が進められている事案に関する内容であれば、本対策委員会で事実をお話いただくことや、新たないじめということでありましたら、在籍校に相談いただき、在籍校と教育委員会等が連携して対応することになるものと考えております。

**○江川委員** その中でちょっと違うと思うのが、在籍校に相談するというところなんですよね。なぜならば、在籍校に転校してその在籍校の中で起きているわけではなくて、当時の学校とか教育委員会の対応から現在も続いているという事項の可能性があるわけですよね。解決できずに次へどうぞというふうに先延ばしするのは、市民感覚で言うところとちょっと違うのかなというふうに思います。

在籍していないからって言うんだったら、なぜ在籍しているうちに解決するよう努力しなかったんでしょうか。

旭川市いじめ防止基本方針のはじめには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑きような行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。」というふうにお書きになっているんですよ。これは、役割も責任も自覚してからが本当は大切なのかなというふうに思うわけです。今のインターネット上の騒ぎも、時間がたてば解決するんじゃないかみたいな淡い期待があるのかなとか、そういったところが臆測を呼んでエスカレートしてきた要因ではないのかなというふうに感じています。

いじめの相談対応としては子ども総合相談センターがあって、メール相談のほか電話相談でお話しすることで、少しでも精神的な苦痛が軽減されることがあるかもしれないので、連絡くださいねというような寄り添った対応をしてもらった人もいます。ただ、学校で把握している情報というのがこういうときに必要なもので、そういったところを本人から子ども総合相談センターに伝える必要があるなど、すごく学校との連携が重要と感じているのが、このいじめという課題なのかなというところなんです。警察に相談しても、被害を立証するための資料を自分で作成する必要があるんです。その点で、すごくハードルが高いということがあります。本来、2019年の時点できちっとした対応が行われていれば、また文春オンラインの記事が出た時点で、適切な情報開示であったり、見解というものがきちっと示されていればということです。現在は第三者委員会が設置されていますから方向性は示されてはいるんですが、文春オンラインに対してここが違うんだよというようなことをこの前の常任委員会とかでも言っていれば、こういったような2次被害が起きなかったのかなというようにも、ちょっと反省点として考えてほしいなということと、そういった点では、教育委員会にもやっぱり責任はあるのかなというふうに思います。せめて、何らかの手助けにつなげる仕組みを考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○辻並学校教育部教育指導課長** インターネットにおける個人情報の公開や誹謗中傷につきましては、名誉毀損罪や侮辱罪などに該当する可能性があり、これらの犯罪は被害者本人が被害届を提出し告訴する必要がある親告罪となるため、その対処に当たりますと、一定程度の労力や時間が必要になる場合もあるものと承知しております。また、被害者が未成年の場合につきましては、被害者と保護者が警察や法務局、弁護士等の専門家と相談の上、法や規則等に基づき対処することが必要であるというふうにも考えております。教育委員会といたしましては、被害者に代わって警察への相談等を行うことは難しいものの、個別に相談をいただいた際には、書き込み等の削除要請の方法や相談窓口等をお知らせするなど、被害者への支援に努めてまいります。

また、教育委員会による情報開示と見解の提示に関するお話がございましたが、旭川市いじめ防止等対策委員会における調査により、事案発生当時の学校や教育委員会の対応等も含めまして、公平、中立な立場から事実関係を明らかにしていただいた上で、調査結果を公表するとともに見解をお示ししてまいりたいと考えております。

**○江川委員** また出てきたのが個別に相談いただいた際には、書き込み等の削除要請の方法や相談窓口をお知らせするという言葉なんです。そこがなかなか難しいんだよというのはすごく理解はしております。本当だったら、この人は教育委員会でこの事案の関係者として把握している人ではないですよというような一言で、恐らく第三者委員会に関わらないとはっきりするような方もいる

のかなって思うところです。

現在、訴訟が進んでいるという報道がなされましたね、全国ニュースになりました。その訴訟の範囲というのがすごく広くて、市内の弁護士さんではなくて、東京の弁護士さんが行っているというような情報でした。現在、市内で弁護士さんを探すのはすごく困難で、ネット上からの削除等の訴訟というのは、依頼する側の費用負担も高くなる傾向があったりして、訴訟自体にもともとかなり高いハードルがあるわけです。そして警察への相談もSNSの被害が、臆測が真実となって拡散されていて、それが繰り返されているということで、いろんな人間が関わっているの、分かりやすく言うと伝言ゲームになって変化して行って、最終的な被害が生じているというようなことになっているわけですね。その伝言ゲームの過程を自分で手前からどんどん情報を整理して行って、こういうふうにつながっていくんですよというすごく複雑な経路について、情報を整理して提出するという必要があって、これは、一定程度の法律の知識がないとかなり難しいというふうに考えています。これは、教育委員会という組織としても、今まで伺ってきたとおり、かなり法律の知識を必要としているんじゃないかなと思うんですけど、この事案にかかわらず、法律の知識が必要なことというのもすごく多くなっていると思います。

今回、これをきっかけにして、特に学校に関連したスクールロイヤーの設置を考えるべきだと私は考えますけれども、その見解をお示してください。

**○品田学校教育部長** 本事案に関わる、学校や教育委員会に対する電話やメールによる御意見ですとか、ユーチューバー等による街宣活動のほか、インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害など、違法性が疑われる内容等につきましては、必要に応じて警察や本市の顧問弁護士から助言をいただき対応してきているところでございます。また、本事案に限らず、昨今、全国的には児童生徒の問題行動や学校事故等の諸課題につきまして、学校や教育委員会がスクールロイヤー等の法務の専門家への相談を必要とする機会が増加をしております、北海道教育委員会においてもトラブル等に直面した際のサポート体制の構築として、このスクールロイヤーの配置について検討しているとお聞きしているところでございます。

今後、旭川市いじめ防止等対策委員会において、調査結果と併せて再発防止に向けた提言が示されるということになりますが、並行いたしまして市教育委員会における法務相談体制の整備について、情報を収集し検討してまいりたいと考えております。

**○江川委員** 正直に言ってしまうと、何度か質疑している今回の事案における子どもたちの関連については、教育委員会にはもっと早く対応してほしいという感じなんですよね。どんどん心が傷ついていってしまっていて、この後さらに深く傷ついたときにはその次の段階になるので、寄り添ってフォローしてあげるといって、社会復帰に向けては本当に時間がかかるので、そこをとにかくなるべく早くしていただきたいなということです。

ただ、法務相談体制の整備について情報収集して検討していくということですので、この事案にかかわらず、様々な法律の知識は必要だと私も思っています。だから、ぜひ、しっかり情報収集して、早急にスクールロイヤーの設置をお願いしたいと思います。まず、本日の委員会ではそういうふうに申し上げて、今回は終わらせていただきたいと思います。

**○品田委員長** ほかに発言はございませんか。

(「なし」の声あり)



○品田委員長 ないようですので、次に、旭川市いじめ防止基本方針と実際のいじめ対応についてを議題といたします。

特に発言はありますか。

○能登谷委員 今、議題になりましたがいじめ防止基本方針と実際のいじめ対応について、少し伺いたいと思います。

それで、いじめ防止基本方針についてですが、今もいじめについて少し議論があったところなんですけど、まず、いじめの定義に関して伺っていきたくと思います。旭川市いじめ防止基本方針におけるいじめの定義について、特に、心理的、物理的な影響を与える行為とか、それからインターネット上のものも含むとされていますので、その定義について伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめの定義につきましては、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法におきまして、いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとなっており、いじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応することとなります。

○能登谷委員 表面的、形式的でない対応とは何なのか。いじめの判断は法の定義に基づき判断するとされていますけれども、この法の判断とは何なのか、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 表面的、形式的ではない判断とは、いじめを受けた児童生徒がいじめを受けたことを認めたくない、保護者に心配をかけたくないなどの理由で、いじめの事実を否定した場合におきましても、そのことをもっていじめがなかったと判断するのではなく、児童生徒や周辺の状況等を踏まえて判断することであると考えております。

また、法の定義に基づき判断することにつきましては、国のいじめ防止対策推進法第2条に規定されましたいじめの定義と照らし合わせて、それぞれの事案がいじめに当たるか否かを判断することであると考えております。

○能登谷委員 いじめの内容についてなんですけど、具体的ないじめの態様についてもこの基本方針で示されております。どのような内容なのかも伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 具体的ないじめの態様につきましては、冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間外れ、集団による無視をされる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする、ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする、金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるなどとなっております。

○能登谷委員 今おっしゃっている嫌なこと、恥ずかしいことには、性的な被害も含まれているのか伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめの態様として、嫌なことや恥ずかしいことに分類される事案につきましては、性的な被害も含まれるものと考えております。

○能登谷委員 いじめの要因を考えるに当たっての留意点も示されていますが、それについて伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめには様々な要因が考えられるところですが、その理解に当たりましては、児童生徒同士の複雑な人間関係や加害、被害という二者関係ではなく、傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等についても留意する必要があると考えております。また、児童生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、全ての児童生徒が活躍できる集団づくり、児童生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、いじめが起こり得ることに留意する必要があると考えております。

○能登谷委員 いじめの判断についてなんですが、これまで伺った中で、いじめられた者、いじめた者がいじめでないと言っている場合、実態がいじめであればいじめと判断するということになるのではないかと考えますが、基本方針の定めるところはどうかお聞かせください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめにつきましては、いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒の言動のみを表面的、形式的に捉えることなく、各学校のいじめ防止基本方針に定めている学校いじめ対策組織におきまして、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や、周辺の状態等の客観的な確認等を通して、いじめに該当するか否かを判断することとなります。

○能登谷委員 実際のいじめ対応のところなんですが、一つは学校が実施するいじめ防止の取組について伺いたいです。3月に亡くなった中2女子生徒の当該校では、学校いじめ防止基本方針は定めていたのか、市の方針と内容的に違いがあるのか、それぞれお聞かせください。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該学校におきましては、学校いじめ防止基本方針が策定されておりまして、内容につきましても学校いじめ対策組織の設置や学校いじめ防止プログラムの作成、早期発見・事案対処マニュアルや相談窓口の周知など、市の基本方針の内容を踏まえたものとなっております。

○能登谷委員 いじめアンケートについても伺いたいです。当該校ではいじめアンケートを行っていたのかどうか、当該生徒に関わる記述はあったのか、アンケート自体は保存されているのか、それぞれ伺いたいです。

○辻並学校教育部教育指導課長 いじめアンケートにおける当該生徒に関わる記述につきましては、現在進められている旭川市いじめ防止等対策委員会における調査に関する情報でありまして、公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性などに影響を及ぼすことが考えられますことから、この場で申し上げることができませんが、本アンケートにつきましては、北海道教育委員会の通知に基づきまして、平成23年度から当該学校を含めまして、市内全ての小中学校で毎年度実施しているところであります。また、当該生徒に関わるアンケート調査につきましては保存されておりまして、対策委員会のほうにも提出をさせていただいているところです。

○能登谷委員 10年前から各学校で行っているということなので、ここの学校も行っているということだと思いませんか。保存もされているということだと思いませんか。

一部の報道では母親からいじめの相談が、4月、5月、6月にあったとされておりますが、基本方針に定める学校いじめ対策組織は、当該生徒の件ではどのように対応したのか伺います。

○辻並学校教育部教育指導課長 本事案につきまして当該学校からは、当該生徒の入学後から6月

までの間に家庭訪問週間など、学校の教職員が当該生徒や保護者と学習に関することなど、何らかの話をする機会はあったと聞いておりますが、いじめの相談があったかについては、旭川市いじめ防止等対策委員会による調査の中で明らかになっていくものと考えております。

また、当該学校では当該生徒及び保護者への支援や、関係児童生徒及び保護者への指導助言、関係機関への相談などについて校長の指導の下、組織的な対応を行っていたものと考えております。

○能登谷委員 基本方針の19ページに、いじめへの対処ということが書かれています。ここでは特定の教員で抱え込まず、情報を共有し組織的に対応ということが書かれていますが、その考え方を伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該学校では本事案の発生を把握してから、児童生徒への聞き取りや警察との連携による事実関係の把握、当該生徒への心のケアや、関係児童生徒への指導、また、当該生徒の保護者への説明及び関係児童生徒の保護者への指導の要請等について、教職員で情報を共有し組織的に対応していたものと考えております。

○能登谷委員 3月に遺体で発見されたこの中2女子生徒の場合、性的な被害を認知したのはいつ、どのように知ったのか伺いたいと思います。学校、市教委、それから道教委、それぞれでお示してください。

○辻並学校教育部教育指導課長 令和元年6月に当該生徒が川に入る事案が発生した際、当該学校等においては、警察や当該生徒の保護者への対応、当該生徒や関係児童生徒への聞き取りなどにより、当該生徒と他の生徒が関係する事案について把握したところであります。市教委においては、学校が事案の発生を把握した段階から報告を受けており、北海道教育委員会に対しましても、当該生徒の保護者と関係する児童生徒及びその保護者による話合いが行われ、一定程度の区切りがついた令和元年9月に、事実経過や対応状況等について報告を行っております。

○能登谷委員 基本方針の3ページでは、犯罪行為というものについて書かれていますが、この件については警察への通報や捜査依頼、これはいつ誰がしたのか、その結果はどのように把握しているのか伺います。

○辻並学校教育部教育指導課長 いじめの事案も含めまして、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案につきましては、警察に相談、通報することが大切であると考えております。

本事案につきましては、令和元年6月に当該生徒が川に入った翌日、当該生徒の保護者から学校に相談があったことから、警察と連携を図りながら対応したところでございます。警察の対応状況につきましては、警察から口頭により捜査活動に支障のない範囲で情報提供をいただくなどして、その内容について把握したところでございます。

○能登谷委員 続いて、北海道教育委員会の指導との関係でも伺っていきます。道教委の指導をどのように受け止めているのかということなんですが、当該生徒の件で市教委と道教委のやり取りについて、私はそれぞれ情報公開請求を行いました。市教委のほうは令和元年9月10日付から記録が提出されました。それ以前は道教委とのやり取りがないということなんでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案につきましては、令和元年9月10日に市教委から上川教育局に電話で報告したことが、北海道教育委員会との最初のやり取りとなっております。

○能登谷委員 保護者がいじめとして訴えている、そして警察にも協力してもらっているというふうに書いてありますが、2019年6月の時点で道教委に報告すべき案件だったのではありません

か。

○末木学校教育部教育指導課主幹 北海道教育委員会への報告について、令和元年6月の時点では警察の捜査が進められていたことや、市教委として報告に必要な事実経過等の把握も行うことができなかったことから、その時点での報告は行っていなかったところであります。

○能登谷委員 それはちょっとこの後のことでも関係してくることなのですが、まあ後で。

北海道教育委員会からの情報開示資料では、9月10日17時20分に、北海道教育庁上川教育局に報告があったと。その中で黒塗りが多いんですが、6月に当該生徒は堤防の柵を越え、川岸に入り、川に入ったということ。それから、学校は旭川中央警察署と連携し、〇〇学校及び〇〇学校と情報共有を行う。旭川市教育委員会の対応は、これは真っ黒で分かりませんが、関係児童生徒、保護者から当該生徒の母親への謝罪の場が、8月、9月に弁護士同席の下行われた。さらに、これを受けた上川教育局は、9月11日付で事故速報として本庁に報告しています。北海道教育委員会の情報開示資料では報告内容はほとんど真っ黒ですが、見えるところには被害という言葉が使われています。本事案については、〇〇〇ことが想定される。そのところに手書きで市教委の報告内容にいじめの認知と記述されています。別に、道教委側の意見として被害生徒はと記述されています。「〇〇〇」はいじめがあるのではないかということが容易に想像できる内容になっています。したがって道教委はいじめと認識している。または、市教委の判断に疑問を持っていたのではないかと思いますが見解をお聞かせください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 令和元年9月に市教委が報告を行った際の北海道教育委員会の本事案に対する認識や、市教委の判断に対する評価などについては承知していませんが、当時、学校はいじめと認知するまでには至らなかったものの、いじめ防止基本方針に準じたいじめ発生時と同様の対応を行っており、また、市教委といたしましても学校からの相談や報告を受け、対処の在り方等について指導助言を行ってきたところであります。

○能登谷委員 いじめと同じ対応をしてきたというのであれば、これは道教委に6月の時点で報告しなきゃならないですよ、区切りがついたとかという前に。速報で事故報告を出すというのが通常ではないでしょうか。だから、対応がやっぱりおかしい。

それから、上川教育局は9月18日付で本庁に詳細報告をしています。それを受けた道教委の担当者的手書きのメモが情報開示資料には記されています。「結果的にいじめ?」「よくなかった点として、いじめの認知、早期対応、謝罪の場の設け方の理解」、これがよくなかったという手書きのメモが記されていますが、これらのことはどう受け止めているのか伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 上川教育局の職員が報告を行った際の北海道教育委員会の本庁の担当者による手書きのメモにつきましては、いつ、どのような意図で書かれたものであるか承知していませんが、本事案についてはいじめの認知には至っていないことから、学校や市教委の当時の対応についても、旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の中で検証していただき、その結果を真摯に受け止めてまいります。

○能登谷委員 市教委のほうは、令和元年9月17日付で〇〇〇に掲載された記事についてということで、上川教育局に報告しています。これは、9月15日発行の雑誌、メディアあさひかわのことだとすぐ分かります、流れを見ても。それを受けて、上川教育局から道教委に9月18日付で報告しています。市教委の情報開示は2ページにわたっています。見事に真っ黒です。誰も読めない。

ただ、同じものを道教委が情報開示してくれています。半分は真っ黒です。残り半分は大分見える。そうすると、この雑誌に書いてある記事の流れも含めて、ずっと見ていくと読み取れますね、3つ合わせると。

紹介しますが、この道教委の資料の中の⑤、女子生徒の保護者や市教委に対し、いじめの事実はなかった、いたずらが過ぎただけなどと説明したことについては、市教委の見解は黒塗りなんです。資料⑥、市教委も学校側に再三にわたって適切な対応を求めるなど、指導を行ってきたことについて、これは市教委の見解は事実であると書いています。それから、資料⑦、学校において約3か月間にわたって適切な対応が行われてこなかったことについて、市教委の見解はいろいろ書いてあります。聞き取り、学習指導等、数多く記述がある。最終的には事実ではないと言いたいのだと思われ、市教委の皆さんの見解はね。それで、資料⑧、市教委は当該中学校に対し、事件への適切対応や保護者らが求める謝罪の場の設置を強く求めたが、学校は全く対応してこなかったということについては、市教委の見解は学校は〇〇〇の設定を提案した、教育指導課は〇〇〇の意向に沿って対応するよう求めた、校長はその際に、〇〇〇という理由で〇〇ましたと。資料の⑨、被害者家族が説明会に弁護士の同席を求めたが同校の校長がこれを拒否したことについて、市教委の見解はこれは事実であると書いてあります。都合のいいところは書いているんだね。それから、資料⑩、市教委が学校側に説明会の早急な実施を指導したが、それに対し学校側は弁護士を同席させる気はない、説明会や謝罪の場を設ける気はないと回答したことについて、市教委の見解は⑧と同じと書いてあります。⑧ってというのは謝罪の場とかをいろいろ設けるように強く要求したけど、学校側は全く対応しなかったということで、「校長はその際に〇〇」でごまかされているところですね。

これら全体で見えることは、市教委が再三にわたって学校に対し指導していたが、校長が突っばねていた。ここは雑誌の報道どおりだということではないかと読み取れますが、もともとはこれは市の文書ですので内容をお聞かせください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 当時の校長とのやり取りにつきましては、この場で申し上げることはできませんが、複数の学校に関連する事案であり、市教委から各学校に対し保護者の意向に沿って話し合いの場を設定するよう指導し、結果として全ての学校において実施されております。

**○能登谷委員** 道教委の資料には10月10日の通話処理票があります。10月9日の道教委の照会に対し、市教委から電話したものです。それについては市教委の情報開示にはなかったんですが、その記録はないのでしょうか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** お尋ねの内容につきましては記録が残っておらず、内容についても把握していないところでございます。

**○能登谷委員** 10月9日に市教委の課長補佐に対して、以下の内容を照会した。それを受けて10月10日に市教委のほうから電話しているんですよ。それについて道教委は通話処理票で、相当詳しく、経過、回答の内容、1について、2について、3について、4についてと書かれているんですね。これはメモも記録もなしに、道教委に対する報告ができますか、普通。勝手に個人の見解というわけにはいかないでしょう。道教委からの問合せに次の日電話で答えているわけですが、こっちから電話しているんですよ。急に向こうから電話が来て、いやいやこうですよって口頭で言ったんじゃないで、前の日に聞かれて、市教委がこっちからかけているんですよ。普通、それは記録が

ないってということになりますか。

**○辻並学校教育部教育指導課長** お尋ねの内容につきましては、記録の内容が残っていないところであり、その事案の詳細の対応の経緯については、現在、分からないところではありますが、通常、課長補佐が道教委のほうに連絡する場合には、管理職のほうに決裁を取った上で報告するということになっておりますが、そのメモ等については残っていないところでございます。

**○能登谷委員** 通常でない対応があった、記録はないということですね。

続いて、道教委の資料なんですけど、令和元年10月3日の道教委の起案で市教委への指導事項、これは上川教育局を経由して10月28日に市教委に指導がありました。3日に本庁で決裁したことが、上川教育局から28日に市教委に指導があったと。これ自体が相当不思議でなりません。何でこんなに日にちを空けるのかなど。それはともかく、10月10日、さっき言ったように市教委から電話で、市教委ではいじめとの判断に至っていないと報告を受けたと記録されているが、道教委から市教委への指導事項では本事案における課題、「○○事案であるが、○○○を行われていなかった。いじめの疑いがある事案としての対応ではなく、○○○として指導している。当該生徒の保護者に対し、学校の対応方針や指導方針を伝えていないこと。」、これらが課題だと道教委は考えているということなんです。

それから、対応の方向性は学校はいじめとして認知し、方針を保護者と共有した対応が必要だと。学校はいじめと認知しなさいと、はっきりそこは言っています。そして、当該生徒がいじめではないと話していても、客観的に見ていじめが疑われる状況であると道教委は言い切っています。この10月28日の指導で。それは記録が残っていますから、向こうには。

それから、必要と考える具体的な取組で、学校にいじめの疑いがあるとして4つの取組を提起しています。これはこれ以上詳しくは言いませんが、ここに書かれていることは皆さん御承知だと思います。見せましたから、僕が情報開示でもらったやつを。

謝罪の場の共通理解のところでは、対応の方向性「対応が各校の判断に任されて、市教委による指導が行き届かなかった。」と、行き届いていないと言われております。複数の学校が関連する事案については市教委が窓口になるべきだと。それもされていないということを行っています。

これらの道教委の指導について、市教委の記録は走り書きのような手書きのメモのみですよ、市から提供されたのは。道教委は当該生徒がいじめではないと話していても、客観的に見ていじめが疑われる状況であると言い切っています。これは、先ほど最初に質問した皆さん方の持っている基本方針、それから法に基づくいじめの定義に合致した指導だと考えますけれども、市教委の受け止めはどうでしょうか。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 令和元年10月28日に北海道教育委員会上川教育局の担当者が来庁いたしまして、教育指導課職員との面談を行っており、その際に、当該生徒や保護者への対応について、学校が組織的に行うよう口頭で指導があったものと受け止めております。この時点におきましては、既に、当該生徒の保護者の意向に沿った形で話合いや謝罪が行われ、北海道教育委員会への報告も行っており、本事案については一定程度の区切りがついたものと認識しておりましたことから、その後は事実関係の調査など新たな取組等は行わずに、当該生徒が安心して転校先での学校生活を送ることができるよう、転校先の学校と連携し当該生徒とその保護者への支援に努めたところでございます。

○能登谷委員 だから、道教委の言っていることと全くかみ合っていないんです。道教委はいじめだからちゃんとやれって言っているんですよ、この時点でも。決裁も取っているんです、本庁の。文書も残っていて、それで指導内容も来ている。市教委はそれに対して、受け取ったほうが恥ずかしくなるくらいの走り書きのようなメモだけなんですよ。本物だよ、これ。手書きです。これって決裁したことにはならないし、しかも、「それでも〇〇もあったことから、本人への聞き取りをすべきである。」と、このメモでも書いているんですよ。もう区切りがついたからいいと先ほどおっしゃったけど、この指導内容を受け取った人のこの走り書き程度のメモでも、本人への聞き取りもすべきである、その他もいろいろ書かれているんですよ。じゃ、これらの指導に対する対応はしたんですか。本人への聞き取りも含めてすべきと書いていますけど。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該生徒本人への聞き取り等の対応につきましては、この場で詳細は申し上げられませんが、令和元年10月、当時、当該生徒が転校先での新たな学校生活を始めていたことや、当該生徒の心身の状況や保護者の意向等も踏まえ、対応したものと考えております。

○能登谷委員 よく分かりませんが、その後の対応はどうなったのか。道教委に対しての報告などはないのか、その点も伺います。

○辻並学校教育部教育指導課長 その後の北海道教育委員会への対応につきましては、令和2年1月5日に本事案についての照会があったことから、同年1月16日に市教委の担当者が上川教育局を訪問し、口頭で照会に対する回答を行っております。また、同年3月30日付で事故報告書を提出しております。

○能登谷委員 1月5日に照会があったから、1月16日に口頭で回答した。結局ずっと態度が悪いんですわ。道にずっと言われているのにすぐ報告しないで、催促されてとうとう口頭で回答した。

それで、道教委の1月16日の資料では、旭川市教育委員会の確認内容というのが出てきます。市教委が報告した内容を道教委がまとめたものなんですね。市教委の情報公開記録には出てきませんでした。これはなぜ出てこないんでしょうか。道にも市にも、道教委と市教委のやり取り等一切のものを私は要求しています。片一方は出てきて、片一方は出てこない。他の記録は真っ黒でも出しているんですよ、先ほど言ったとおり。この記録は存在自体を明らかにしたくないということなんじゃないですか。

○石原学校教育部次長 文書の公開につきましては、非公開部分の一覧をその理由とともに示しているところでありまして、その非公開の一覧の中には、その文書の非公開の理由ということも含めて出しているところでもありますけれども、令和2年1月16日に市教委職員が北海道教育庁上川教育局を訪問いたしまして、口頭で報告した際に手持ち資料とした概要文書につきまして保存しているところでありまして、当該文書につきましては、特定の個人が識別できる情報が大半を占めているということで、当該部分を黒塗りとした場合、ほぼ意味をなさないといったものとなりますことから、関係部局とも相談した上で文書全体を非公開というふうにしたところでございます。

○能登谷委員 何を言っているの。真っ黒でもくれているんだよ、そちらは。これ、見な、こっちの別なやつなんか真っ白だよ。杵しかないんだよ、これ。これでも僕にお金を払わせているんだよ、1枚10円で。まあ10円だからいいんだけどさ。真っ黒でも真っ白でも出しているのに、これは出さないっていうのはね、隠蔽体質以外の何物でもないんじゃない。

それでも道教委のほうの資料からは見えているので言いますけれど、市教委からの報告では資料

③のところでは、加害者及び警察の対応については「確認できない」、資料⑥では、教頭の発言「事実ではない」、資料⑦では、学級担任〇〇〇「事実ではない」、資料⑩「そのような事実はない」、教頭の発言も「事実ではない」、これらを全体として見れば、今、個人が特定されるから出さないって言っていましたけれども、わいせつ画像をスマホで撮影したとか、担任がデートだから明日にしてほしいと言ったとか、それらが事実でないということを報告したものではありませんか。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 1月16日のやり取りの記録につきましては、北海道教育委員会から照会のあった内容について、市教委が把握していた事実経過等について報告をしたものと考えております。

**○能登谷委員** 何も分かんないんだけどさ、それではね。第三者委員会があるから言わないのかもしれないけど。

それでは、特定の教員がわいせつ画像をスマホで撮影し、管理していたと報道されています。特定というか資料に教頭と書いてあるから、教頭だっていうことが分かっていますけど、それは事実かどうか私は疑わしいと思います。その情報はどのように管理されているのか、対応したのは1人なのか、組織的に対応されたのかそれぞれ伺います。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 本事案に関わりまして教員がわいせつ画像を携帯電話で撮影し、記録したとの報道があることについては承知しているところであります。そのことについて、この場で申し上げることはできませんが、一般的には児童生徒によるわいせつな画像の送受信等の事案が発生した場合において、教職員がわいせつな画像を情報機器で記録や保管をすることはなく、教職員間での情報管理を徹底しながら事実経過のみ情報の共有が行われ、組織的な対応が行われるものと考えております。

**○能登谷委員** 一般的にはそういうことはない。しかも、この道教委から出た記録を見ると、これらについても否定していると思うんですよ。そういうことが類推できます、どう見ても。それらは詳しく答えられないとしても、令和2年1月の時点で市教委の調査が行われていたし、教頭や担任の発言についても事実かどうか、事実じゃないって書いていますけれども、そこは言わないようなので市としての調査はあったということではありませんか。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 令和2年1月の時点において北海道教育委員会から照会のあった内容はもとより、関係した各学校における指導の状況等、市教委として把握すべき内容について、学校等からの事実確認は行っているところです。

**○能登谷委員** そうだとすると、先ほどの江川さんの質疑にも関係するんですが、私は市の側の情報発信が弱いと思います。何でも第三者委員会の結論待ちでは名誉を毀損するかもしれない。個人攻撃の的になることもあり得るんじゃないかと思います。もしこれが事実でないということがはっきりしているのであれば、誹謗中傷は許されないと思います。教頭にも担任にも人権がありますから、それを守るのも教育委員会の仕事ではありませんか。認識を伺います。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 現在、旭川市いじめ防止等対策委員会において調査が進められておりまして、事案発生当時の学校や教育委員会の対応等も含め、公平、中立な立場から、事実関係を明らかにしていただいた上で、関係者の個人情報や名誉等の保護に努めつつ、説明や調査結果の公表等、適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

**○能登谷委員** その結果待ちでは遅いと思うわ。今もインターネット上に情報がさらされているん



だから、江川さんの質疑のとおり。いつ結果が出るかも今は分からないで、やっとメンバーがそろって、これから調査ですよという話なんだから、遅い、率直に言って。

それから、道教委の報告書の最終段には、旭川市教委に対して全容解明に向けて引き続き丁寧に対応するよう指導したとなっている。これは、道教委の認識は全容解明されていないということ。令和元年10月の指導「いじめと疑われる」にも対応していないということではないでしょうか。市教委はどのように受け止めているのか、そして具体的な対応はどのようにされたのか伺います。

**○辻並学校教育部教育指導課長** 令和2年1月16日の市教委の対応につきましては、北海道教育委員会上川教育局から照会のあった内容について、担当者が上川教育局を訪問し口頭で回答を行っておりますが、その際に対応した上川教育局の職員から全容解明に向けた取組を進めるよう指導を受けたとの認識はなく、その後も当該生徒に対し保護者とも連携を図りながら丁寧に支援を進めるよう指導があったものと受け止めており、その指導等も踏まえ対応したところでございます。

**○能登谷委員** 幾つかの記録がないことが明らかになりました。情報公開請求をしても出さない。出しても真っ黒。まあ真っ白というのがありますね。旭川市教育委員会が隠蔽体質だと批判されていますが、これは批判されても仕方がない状況ではないでしょうか。

**○石原学校教育部次長** 旭川市教育委員会と北海道教育委員会における文書の作成の有無につきましては、双方の受け止めの違いといったこともあって、異なる部分もあったものというふうには考えてございます。また、文書の情報公開につきましては本市の情報公開条例に基づきまして、関係部局とも相談しながら対応したものでございますので御理解いただければと思います。

**○能登谷委員** 全く理解できませんね。隠蔽体質が深まっているなどしか思えない。同じものでこんなに出し方が違っている。それから、やっぱり対応が遅れたことによっていろんな情報が誹謗中傷にさらされているということについても、守ることができないということも指摘しておかなければならないと思います。

最後に伺います。全体として市教委から道教委への報告や対処が遅い。道教委の指導がないがしろになって、真摯に受け止めていないのではないかと思います。それから、当該生徒は令和2年11月に、民間の相談室にいじめられていると相談してきていた事実が、6月の第2回定例会の私の一般質問でも明らかになりました。令和2年1月の時点で見ても道教委の指導に真摯に向き合っていて、いじめとして対処していれば生徒の大切な命まで落とすことはなかったと。まだ間に合ったのではないのでしょうか。教育委員会の見解を伺います。

**○品田学校教育部長** 北海道教育委員会の指導に対する市教委の対応につきましては、答弁申し上げてまいりましたが、先方の指導の意図とこちらの受け止めの違いなどがありまして、相互の連携においては一部課題があったものと認識しているところでございます。ただ、現在は旭川市いじめ防止等対策委員会の組織の立ち上げの準備段階から、担当職員を継続的に派遣していただきまして、重大事態への対処に関する事務を迅速かつ円滑に実施できるよう指導助言をいただくなど、道教委との緊密な連携の下、本対策委員会の事務局としての対応に当たっているところでございます。

当時の北海道教育委員会と市教委のやり取りも含めまして、本事案に関わる学校や市教委の対応等につきましては繰り返しになりますけれども、今後、旭川市いじめ防止等対策委員会において検証していただくこととなりますので、その結果を真摯に受け止めてまいりたいと考えております。また、本対策委員会の調査結果を待つことなく、これまで委員から御指摘をいただいております、

例えば複数の学校が関係する事案への対応の在り方ですとか、性的な被害があった場合の対応、また、学校いじめ対策組織の機能の強化、定義に基づく正確で積極的な認知の考え方などにつきましては、学校訪問指導や教職員向け研修の実施などによりまして、学校におけるいじめ防止の取組を一層推進するよう働きかけてまいります。

○品田委員長 ほかに発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは、次に、所管施設等の視察についてを議題といたします。

この後、委員会を休憩しまして、別紙、視察行程にありますとおり、所管施設等の視察を行いたいと考えております。議長に対する委員派遣承認要求の手続については、委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

---

(再開されず散会 午後4時05分)